



保福第558-3号  
令和2年11月18日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等に対する遠隔医療設備整備事業  
について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。  
さて、県内の新型コロナウイルス感染症の疑い患者等で自宅診療を希望する者又は宿  
泊療養等を行う患者に対し、情報通信技術を活用した遠隔医療を実施する医療機関を対  
象とした標記の事業を実施いたします。

つきましては、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、貴管内の関係医療機関に周  
知していただくようお願い申し上げます。

なお、鹿児島県医師会、県内徳州会系列医療機関、鹿児島大学病院及び県立病院に対  
しては、当課から周知している旨を申し添えます。

記

【県ホームページアドレス】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/enkakuiryou.html>

ホーム>健康・福祉>健康・医療>医師・医療機関>新型コロナウイルス感染症患者等  
に対する遠隔医療設備整備事業について

【補助対象医療機関】

新型コロナウイルス感染症の疑い患者等で自宅診療を希望する者又は宿泊療養等を行  
う患者に対し、情報通信技術を活用した遠隔医療を実施する医療機関。（原則として帰  
国者・接触者外来を設置している医療機関、診療・検査医療機関、入院協力医療機関）

【補助対象経費、補助率及び交付限度額】

| 補助対象経費  | 補助率   | 交付限度額  |
|---|-------|--------|
| 遠隔医療の実施に必要な専用の情報通信機器（パソコン、タブレ<br>ット端末、液晶ディスプレイ、ビデオ会議システム機器、カメラ、<br>マイク、ヘッドセット、ルーター等）の整備費用（ソフトウェア<br>の導入経費、リース料、通信費等の経常的な経費は補助対象外） | 10/10 | 250千円※ |

※ 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【申請受付】

(1) 申請受付期間

令和2年11月18日（水）～令和3年1月15日（金）【提出書類必着】

(2) 申請書類提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

（担 当）

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1

医療政策係 上村、徳永

TEL 099-286-2738

FAX 099-286-5928

メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp